

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(利用料)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 紹介外初診時負担額（一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）数が200床以上の病院において行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 地域医療支援病院（医療法第4条第1項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）</p> <p>ア 医師である保険医による初診の場合 <u>5,500円</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>5,000円</u>）</p> <p>イ 歯科医師である保険医による初診の場合 <u>3,300円</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>3,000円</u>）</p> <p>（2） [略]</p> <p>3 再診時負担額（一般病床数が200床以上の地域医療支援病院において行う再診（他の病院（一般病床数が200床未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他医療局長が別に定める場合に係る再診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 医師である保険医による再診の場合 <u>2,750円</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>2,500円</u>）</p> <p>（2） 歯科医師である保険医による再診の場合 <u>1,650円</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>1,500円</u>）</p> <p>4～9 [略]</p> | <p>(利用料)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 紹介外初診時負担額（一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）数が200床以上の病院において行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 地域医療支援病院（医療法第4条第1項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）<u>及び紹介受診重点医療機関（同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等であつて、同法第30条の18の4第1項の規定により、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として県が公表したものをいう。以下同じ。）</u></p> <p>ア 医師である保険医による初診の場合 <u>7,700円</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>7,000円</u>）</p> <p>イ 歯科医師である保険医による初診の場合 <u>5,500円</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>5,000円</u>）</p> <p>（2） [略]</p> <p>3 再診時負担額（一般病床数が200床以上の地域医療支援病院<u>及び紹介受診重点医療機関</u>において行う再診（他の病院（一般病床数が200床未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他医療局長が別に定める場合に係る再診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 医師である保険医による再診の場合 <u>3,300円</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>3,000円</u>）</p> <p>（2） 歯科医師である保険医による再診の場合 <u>2,090円</u>（消費税等が課されないものにあつては、<u>1,900円</u>）</p> <p>4～9 [略]</p> |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。